

「キャリア・パスポート」の作成及び指導上の留意事項

群馬県教育委員会事務局義務教育課

新学習指導要領では、総則においてキャリア教育の充実が明示されるとともに、特別活動で将来の生き方を考える活動などを行う際に、児童・生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とされている。

ついで、文部科学省から送付された例示資料を基に、「群馬県版キャリア・パスポート（例）」を作成したため、情報端末を用いながら、各地域の実態や各学校及び学級の状況に応じて本資料を活用し、小学校入学から高等学校卒業までの記録を引継ぎ、児童・生徒が学びの振り返りや見通しに生かせるようにするとともに、教職員の児童・生徒理解へ活用いただきたい。

1 「キャリア・パスポート」の意義と必要性

- (1) キャリア教育は、本来、自らのキャリア形成のために必要な様々な汎用的能力を育てていくものであり、学校の教育活動全体を通して行うものである。
- (2) 特別活動や各教科等の学習など、キャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し、振り返ることができるポートフォリオ的な教材が「キャリア・パスポート」である。
- (3) 「キャリア・パスポート」は、特別活動を中心として活用することを想定している。
特別活動や各教科等の学びを蓄積し、必要に応じて振り返ることによって、児童・生徒の主体性の向上や、キャリア形成に生かすとともに、特別活動や各教科等における指導の改善にも寄与することが期待できる。
- (4) 「キャリア・パスポート」が児童・生徒の系統的な指導に資するものとなるよう、小学校、中学校、高等学校やその後の進路も含め、学年や学校段階を超えて活用できるようにすることが求められる。

2 作成上の留意事項

様式例を示したが、これはあくまでも例示であり、このまま活用しても、項目を付け加えたり、必要なシートを取捨選択したりするなど各学校でカスタマイズしてもよいこととする。また、各学校で既に活用している様式や各種資料等を活用しつつ、児童・生徒の実態に応じてシートを変更することも可能である。ただし、以下に挙げた、作成上の留意事項を踏まえたものとする。

- (1) 児童・生徒自らが記録し、学期や学年、入学から卒業までの学習や学校行事等を見直し、振り返るとともに、将来への展望を図ることができるものとする。
- (2) 記録については、情報端末を用いる方法やワークシートへ直接記述する方法など、各学校で工夫して行う。
- (3) 学校生活全体及び家庭や地域における学びを含む内容とする。教科・科目のみ、学校行事等のみの自己評価票とならないように留意する。

- (4) 情報端末等で記録を蓄積する場合には、その記録を生かしながら、必要な内容を精査することとする。
- (5) ワークシート等の紙媒体で保存する場合には、とじ込みファイル等を活用し、学年を越えて継続して使用することができるようにする。各シートはA4判に統一し、各学年での蓄積は両面印刷で5枚(10ページ)以内とする。
- (6) 各シートでは、教員や、家族、地域住民等からのコメントやメッセージを記述する欄を設けることで、児童・生徒の自己有用感を醸成し、自己変容の自覚に結び付けられるようにする。
- (7) 詳しい説明がなくても児童・生徒が記述できるものとする。

3 指導上の留意事項

以下に、「キャリア・パスポート」の指導上の留意事項を挙げる。

- (1) キャリア教育は学校教育活動全体で取り組むものである。「キャリア・パスポート」やその基礎資料となるものの記録や蓄積が、学級活動に偏らないように留意する。学級活動以外の教科・科目や学校行事等での記録も十分に考えられる。
- (2) 学級活動で「キャリア・パスポート」を取り扱う場合には、学級活動の目標や内容に即したものとなるようにする。記録することのみを目標とせず、記録を用いて話し合い、意思決定を行うなどの学習過程を重視する。
- (3) 「キャリア・パスポート」は、自己評価、学習活動であることから、児童・生徒個々の状況を踏まえ、本人の意思とは反する記録を強いることのないよう配慮する。
また、「キャリア・パスポート」をそのまま学習評価とすることは適切でないことに留意する。
- (4) 「キャリア・パスポート」を用いて、教員、家族、地域住民等と児童・生徒がコメントやメッセージを通じて対話的に関わるようにする。教員は記録を活用して、児童・生徒理解や一人一人のキャリア形成に努める。なお、学級活動の時間の中で個別の面接・面談を実施することは適切でなく、「キャリア・パスポート」を活用した場合においても同様である。
- (5) 個人情報を含むことが想定されるため、「キャリア・パスポート」の管理は、原則として学校で行うものとする。個人情報の保護や記録の紛失には十分留意する。
- (6) 「キャリア・パスポート」は、校内では学年を越えて引き継ぎ、指導に活用する。学年間の引き継ぎは、原則として教員間で行う。

4 実施時期

「キャリア・パスポート」については、令和2年4月より全ての学校において実施するものとされているが、本資料を参考に、各市町村・学校で準備を進め、実施するものとする。